

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-158）、MOX 燃料加工施設（1-162）」

2. 日時：令和4年8月25日（木） 13時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、大岡安全審査官、清水係員

日本原燃株式会社 高松 理事

燃料製造事業部副事業部長（新規制基準） 他18名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー 他1名

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

北陸電力株式会社 原子力部原子燃料技術チーム 主任

四国電力株式会社 原子力部 サイクル技術グループ 副リーダー

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html
- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html

- ・ 令和 4 年 8 月 2 3 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 8 月 2 4 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、そこを開始しました。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始しますと本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、
0:00:12	当資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:16	浜崎規制庁側の出席者を紹介いたしますと本庁会議室からオオオカシミズ。
0:00:22	等その他WEBからタジリ、
0:00:25	等、
0:00:26	です。
0:00:28	それでは日本原燃の方から出席者の紹介と議題の構成の説明をまずお願いします。
0:00:35	はい。日本原燃仲間でございます。
0:00:38	日本原燃側の出席者を紹介いたします。
0:00:43	タカマツタニグチイシハラ
0:00:47	カサモ。
0:00:48	アボ。
0:00:49	イシザワ。
0:00:51	フクムラ。
0:00:52	カワグチ。
0:00:53	サド。
0:00:55	参った。
0:00:56	イナバ。
0:00:58	イワダテ。
0:00:59	オオタ。
0:01:01	サトウ。
0:01:02	タカハシセガワ。
0:01:06	エビナ。
0:01:07	ナカハマ以上になります。
0:01:10	本日ご確認いただきます資料でございますけれども現在画面共有させていただいてます。
0:01:17	8条文案件及びそれに附属する個別、六つの個別補足説明資料となります。
0:01:24	外貨 00-02
0:01:27	溢水 00-02。
0:01:30	100001

0:01:32	アボ 00-02。
0:01:35	第一発巻き 00-02。
0:01:37	外竜巻 02。
0:01:39	3 人。
0:01:41	大火山 00-02。
0:01:44	甲斐火山 02。
0:01:47	最高 00-02。
0:01:49	が居た 00-02。
0:01:53	I U 00-02。
0:01:55	200203
0:01:58	以上になります。
0:02:00	それでは会社からご説明させていただいてよろしいでしょうか。
0:02:05	はい。規制庁驚見ですよろしく申し上げます。
0:02:10	はい、宇田でございます。外貨 00-02、リビジョン中ということで 8 月 23 日に提出をさせていただきました。
0:02:21	前回からの主な変更点をご説明をさせていただきます。これまでのヒアリング鳥居を踏まえまして、特に修正したボルト者別紙 4、添付書類側になります。すいません
0:02:34	構成の問題で恐縮でございますまず C A P E 処理の番号がですね、本文の構成に合わせたということで、この 1-1 の 1-4-1 だったのが、3-1 になってますと、
0:02:46	それ以後のやつも 3 シリーズということで修正をさせていただきましたと、いうことでございます。また、
0:02:54	右下 108 ページの文章今王子なってますなお書き以降、なおの後 1 点がないのもちょっとあれですけど、どこが修正させていただく仁科浦本。
0:03:04	文章がですねまたはが何か繋がっていて非常にわかりづらかったので文章箇条書きに展開をさせていただきましたということでございます。
0:03:14	はい、えっと、
0:03:18	あとは、右下 158 ページ、地下タンクの話でいろんな
0:03:26	法令ですとか規則に基づいて
0:03:31	設計をしているということも加えた上で全体としてのスキームを変えたということでございます。
0:03:38	はい。あとは、右下 249 ページ、これ前の方からは、繋がってます航空機墜落火災に対する説明でございまして、

0:03:48	一つは 249 ページの公明値というところを外貨 04 の記載も踏まえながら、修正をさせていただきましたと、いうこと。また、右下 250 ページこちらも、
0:04:01	設計株安サトウ等拡充をして、外貨 0 のやつを反映しているということでございます。
0:04:09	はい。外貨 0002 説明以上になります。
0:04:12	はい。規制庁岡です。いろいろ、ちょっと先週の日や 2 のコメントを受けて少し対応されておりますがまず、
0:04:22	158 ページ名の追加されたその規則類なんですけど、これ、
0:04:30	危険物の規制に関する規則の方は申請抒情発電みたいで、準用規格と準拠規格及び基準とかで、
0:04:40	どっかでカーキいいますか。
0:04:45	はい協議 2 社でございます一つは一般的な国内の法令法規に従って物を作るということの内数かなと思ってました。特別に何か書くということではないのかなというのが、
0:04:59	まず今、我々が考えてた前提でございました。以上です。はい。規制庁甲斐です。政令の方は、本文の、
0:05:06	準拠規則のところを書いてあったんですが、そこまで、
0:05:11	添付の中の一つの話で、かつ、
0:05:16	もう前提としてあるようなものなので書かないというのはい、承知しました。
0:05:22	で、あと 249 ページ目の先ほど注釈を拡充したというところなんですけど、
0:05:28	ちょっとこちらのイメージとしては注釈の拡充はそれでいいとして、太陽光輻射の扱いが、
0:05:37	いろんなバリエーションがあつてですね 178 ページ目の、
0:05:47	式 5.3-3、ここを
0:05:53	直して欲しかったっていうところがちょっと意図でした。今の書き方だと、
0:05:58	前の注釈とも同じなんですけど R A J - I I 発射等白山の事態に太陽光の輻射強度を加えるようなことが書いてあって、
0:06:10	副社長とはサトウ+んじゃなくてあくまで輻射強度同士で立ち合わせるといふことで、次期 5.3-3 にプラスイエスというふうにして、
0:06:20	下の説明書きもう少し、
0:06:22	ちゃんと書くと、

0:06:24	その辺を再処理はすでに概括の4とかで詰めて直っていて、MOX側もそれに合わせてちょっと書いていただきたいんですが、いかがですか。
0:06:36	はい。二本木西田でございます。失礼いたしました。はい。最初の見ながら、はい。今ご指摘の件、修正をさせていただきます。以上です。はい。清長です。お願いします。阿藤。修正された箇所では以上なんですが、
0:06:50	先週、外貨00-01最初丹羽の方、
0:06:55	のヒアリングの時に再処理とMOXの今の記載の比較っていうのを0001別添で出して、
0:07:04	いただいている、それを確認していくと再処理側の方で記載が少し、
0:07:11	しっかりしていてそ、ボックスにも反映した方がいいんじゃないかなというところがいくつかあったのでちょっと、
0:07:19	一応見ていただきたいんですが、幾つか言っておくとまず77ページ目。
0:07:30	の重畳のところですね一番下の、
0:07:36	ちゃんと
0:07:38	下から2番目の、さらに2のところ、ここを、結構MOXの方が唐突感的になっていたんですが、再処理側は何、どういう火災を想定するかっていう前提があった上で、
0:07:50	こういう重畳を考えますというふうに書いてあって、その部分差異として抽出されていまして、そこは再処理側の記載の方が適切かなと思ったんですが、
0:08:00	反映しとはいはするっていう方向でいかがでしょうか。
0:08:05	はい。二本木西浦でございます。最初の出してちょっと時間がなかなかタイミングがなくて恐縮です両者を見比べて最初の方で反映して書いてる方が適切な場合にはそちらを反映すると。
0:08:19	ということで対応させていただこうと思ってました。それは昨日のグループ2のヒアリングも同じようにお話をさせていただいてますのでその対応でいきたいと思ってます。以上です。はい、財津岡部です。
0:08:30	はい。その方向でお願いします。あとちょっとだけ言っておくと115ページ目とか117ページ目の辺りは、
0:08:39	115ページ目の括弧。
0:08:41	僕、
0:08:42	117ページ目の(8)、これは同じなんですが、以上のというふうになら、離隔距離に対して以上のというふうになってるんですが、

0:08:51	法人側を超えるっていうふうになっていて、この辺も再処理側、正しく直ってましたので、上回る、
0:08:58	なってますのでそこを直していただきたいのと、あと 151 ページ目の低減率の
0:09:04	話。
0:09:09	151 ページ目の d ポツのところも、低減率に関する説明をし、最初にあれしてたのでこれが以下 04 とかでやってきた話でしたので、そこを反映してもらいたいと。
0:09:22	ちょっと、とりあえずそのぐらいは確実にしておいて、ほかにもあれば、お願いします。
0:09:31	はい、二本木西田でございますありがとうございます承知いたしました。はい。齊藤サトウ見ていて 147 ページ目の 5.2 のタイトルなんですが、
0:09:41	ちょっとここ、これは少し
0:09:44	軽微というかですね。
0:09:46	ずっと読んでいくと、5.2 のタイトルの後に、近隣の産業施設の火災及び爆発についてはというふうに、
0:09:52	あって、タイトルは爆発が入ってないので、ここは全部爆発のことも論じるので、爆発はタイトルに入れといた方が、
0:10:01	いいと思いますので、そこも修正をお願いします。
0:10:06	はい、日本イシハラでございますはい、承知いたしました。はい。あと、規制庁です。あとですね、多様の再処理とかあと補足説明資料一式の冷やを通じて、
0:10:18	MOX 側で何か反映しなければいけないようなところとか、
0:10:23	他ありませんでしたか。
0:10:28	はい。日本原燃石田でございます。そうですねヒアリングでの話を受けて
0:10:39	しないといけないとか波及影響のところとかの分選定の話については、基本的に添付書類側で書いたことを展開していたりということもありますので、補足の修正が必要だと思いますが本文添付にはね返るようなところはないかなと思ってました。
0:10:56	あとはもう森林火災関係どうするかってところが若干ながら薄考えたいと思ってたところでした。以上です。はい、規制庁から私も森林火災の辺りはちょっとあるかなとは
0:11:08	少しコメントがありましたのでデータの、
0:11:10	圧壊関係、

0:11:14	新しくデータを取収集した後の圧壊関係を少しテンプの方で持っているようなことを、
0:11:20	コメントがありましたので少しそこはまだ間、考え、
0:11:25	検討する、検討中ということですかね。
0:11:28	はい。日本原燃石田でございますはい前回の話でも最新の状況反映としても現状の評価を上回ることはないというかそれよりさらに、
0:11:39	ジニの量であったり、規模については少なくなっているという事実はありますのでそれをどっか添付の方では展開をして、反映する方向でありますけど文章どうしようかなというところで悩んでたということでした。以上です。はい。その辺の認識は、多分合ってますので、
0:11:56	また引き続き検討の方よろしくお願ひします。外部火災関係私からは以上になりますが、規制庁の他、ありますでしょうか。
0:12:10	特にないようでした。
0:12:11	三角。
0:12:14	一番最後、
0:12:15	杉田課長、参事。
0:12:17	そうする。
0:12:20	2月ですか。
0:12:22	すいません。規制庁岡です。次溢水、00-01、お願ひします。お願ひします。
0:12:30	はい。宮城西浦でございます。続きまして1002ビジョン15ということで8月23日に提出をさせていただいております。
0:12:40	こちらにつきましては、本文は、
0:12:45	右下27ページのところ被水関係の設計対応の部分でございます
0:12:53	保護構造を採用するってというような日本語になってましたけど設計方針としての適切な文章ということで修正をさせていただきました。保護構造を有する設計、あとは溢水防護盤の設置等の対策によりと、
0:13:09	ということで修正しております。
0:13:12	ということでございます。本他にあります運営委員は今のところでございますと。
0:13:19	あと添付の方の資料の方も同じように116ページが同じ箇所の展開になりますので同じように展開をさせていただきましたと。
0:13:28	ということでございます。
0:13:30	はい
0:13:33	あとは、右下126ページ、屋外の溢水に対する

0:13:39	流入防止の措置ですけども、以前は扉の部分の措置も含めて書いてましたが実際壁による措置ということだけですので、
0:13:50	扉等といったような文言を削除したということでございます。
0:13:56	はい。主な変更点は以上でございます。はい。社長はです。27 ページのところ、本部側は適切になお、
0:14:07	他のかなと思うんですが、
0:14:09	その保護構造のところに線が出ているその許可からの変更点というところが、
0:14:16	ちょっとまだ怪しくて、4 行目に、溢水防護盤の設置って書いてあって、
0:14:22	これ、これらは下のところで保護構造として整理しているというふうに、
0:14:28	被水防護盤の設置まで保護構造の中に入ってるような書き方になってるんですが、
0:14:32	この辺は、
0:14:34	事実関係としてはいかがでしょう。
0:14:39	はい、日本ギリシャでございます事実関係としては
0:14:43	現時点で入ってないので、はい。ここの吹き出しのところは修正をしないといけないですねすいませんこちらのミスでございます。それに対する防護としては今回書いたように保護構造の話と制帽版の話は別として、
0:14:57	また上げてますので等の中身を書くときには、構造の話は別お話として整理をさせていただくということかと思ってました。以上です。はい。社長からそれでしたら、こちら辺マター精査いただいて、
0:15:12	立てればと思います。00-02 に関して、気になった点は、
0:15:18	こちらから、私からは以上なんですが他の規制庁側から、
0:15:22	ありますでしょ。
0:15:25	じゃ、特にないようでしたら、溢水 01、お願いします。
0:15:32	はい。日本原燃石田でございます。1 性状 1 ですが基本的には先ほどの 02 の話を反映するというのと、右下 8 ページのところまで
0:15:44	区画の構成物としての車エレベーター、実際はないということで消してましたがもともとの設計方針では、対象として考えた上で展開上結果どうなるかというところだと思いますので、
0:15:55	記載としては
0:15:58	残した上でということで展開をさせていただきましたと、いうことでございます。あとは、

0:16:06	20 ページ以降の屋外の溢水、
0:16:09	における評価のところ、以前大分、一つ一つ細かく、
0:16:16	書いていたものを、展開を合理的にして、言いたい趣旨をまとめて展開をさせていただいたと、いうことでございます。あと
0:16:26	すいません、28 ページとかのタンクの番号とかは以前お話をさせていただいた通り無駄な無理な必要のないマスキングはしないということで今回整理をさせていただきました。以上です。
0:16:40	成長岡です。ではちょっと確認なんですけど今遮へい部た、実際はないっておっしゃってましたけど、
0:16:48	遮へいぶたは本当はないんですか今回の。
0:16:52	第 1 回の申請範囲の中に入っていました。
0:16:56	という意味でしたでしょうか。
0:16:58	すいません日本原燃車でございます戸田自体はあります後は溢水防護区画としての区画の境界にその遮へい物というのがフェーズがあるかどうかというところで、先ほどお話をした、
0:17:11	最終的な区画であったり防護対象設備の配置を示した上で、区画の境界にそういうものがないということになるかなと思ってました。ただ設計方針としてはその境界として取り整合の中には、遮へい物は当然入っているということでございます。以上です。はい、齊藤です。その辺はやっぱりずっと、
0:17:28	私もわかんなくてずっと言っていたところがあってで、前のところで区分のところに書いたのかと。
0:17:35	いただいたんで
0:17:37	13 ページ目からの説明のところでは、
0:17:41	遮へい部た等の佐瀬豚の扱いというのが、
0:17:45	記載されてなかったんですが、そこはそういう意図で遮へい豚が入ってこないということなんでしょうか。
0:17:54	はい、与儀西田でございます会計ごとの事実としては、今おっしゃった通りでございますただ
0:18:00	ちょっと物の本というか文章としてはおかしい感じがするので考え方としてはあるものとして、記載をした上で実際最終的に、
0:18:13	設計方針を示す時には対象としてはありませんでしたという答えになるかなと思うのでここはちょっと記載をもう少し拡充をしていきたいと思えます以上です。はい。わかりました。ちょっとその 13 ページとか 14 ページ目あたりのシェルターの扱ってというのが、やっぱりずっと気になっていて聞いてきたところで、

0:18:31	その辺わかるようにちょっとしていただけると助かります。
0:18:35	あと 14 ページ目の、
0:18:39	②、
0:18:41	第 1-1 表の②の中でも、
0:18:45	結局、今おっしゃったように遮へい部だっていうのは 02 の、右側のカラムの天井面開口部及び、
0:18:55	貫通部の一段落目にす。
0:18:58	相当していて 2 段落目には相当しないってそういうことなんですよ。
0:19:03	はい、日本イシハラでございますはい。
0:19:07	そうですね全量の流入を考慮するいわゆる、その隙間に対する何らかの棒を措置がしてるわけじゃないので、そこは通過するということで想定をするということになります。以上です。はい、規制庁です。
0:19:20	ただ、聞いていたのでそういうことかと思った一方、その H a t c h に関しては実際止水処置をするっていう、
0:19:27	方針第 2、2 段落目に正しいのところに、
0:19:30	書いてあるように、パッチは、
0:19:33	年推察するっていう方針なんでしょうか。
0:19:37	はい。日本原燃石原でございますはい。施されている場合はと書いてありますけどそういう場合もケースとしては考えられると。そういう設計をする場合もあるということでございます。はい。
0:19:49	規制庁加賀です。その H a t c h に対する推奨値って具体的にどん
0:19:53	ということなのかなっていうのを伺いたくて、
0:19:56	という処置をするんでしょうか。
0:20:16	表現にしたら少々お待ちください。
0:20:22	今、
0:20:27	怪文書やりましょう。
0:20:35	はい、宮城西浦でございますここもケースとしてどういうことを考えるかを舞台上で展開をしてか記載をさせていただきたいと思えますちょっと私も一般的な考えしか申し上げられないですけども、
0:20:47	そういうシス飯野高機能なんかの措置を、
0:20:51	したような板金なんかを入れてそこで止水を考慮するというようなことなのかなと思いますけど実際どういうことをやるかっていうのを確認した上で記載を拡充させていただきます。以上です。はい、規制庁からですよろしく申し上げます。
0:21:03	溢水 01 に関して私からは以上なんですけど、他、規制庁側からいがありますでしょうか。

0:21:13	特にないようでしたらちょっと外部火災と溢水に対して、振り返り簡単 をお願いします。
0:21:21	はい。
0:21:23	弓削西原でございます。
0:21:24	しゃべり始めちゃったんです。
0:21:27	はい。
0:21:28	私がやるはずじゃなかったらしゃべり始めてしまったのでしゃべります はい。溢水については、一番は
0:21:38	す、修正をした、太陽光の入射のところですね、他のところの式側での 考慮ということも含めて全体整理をして見直すということ。
0:21:50	というのが1個とあとは最初に色彩の反映と比較をした別紙でつけてい たものを見ながら、より良いように修正をしていくということをさせて いただきますと、
0:22:02	ということかと思えます。
0:22:04	はい。溢水の方については先ほど設計方針で書いた紙5コードのところ ですね、の吹き出しのところはまだ何、
0:22:16	書いてることとの一致ができてないところがありますので、その修正 をさせていただくことと、S01の方停車ぶたの記載を、頭だけしました けどそのあとの13条も含めて全体記載をさせていただくことと、
0:22:31	H a t c hでの被水い措置のところですねもう少し具体的に記載を拡充 をさせていただくということです。以上です。
0:22:40	はい。規制庁岡です。変わりました。ちなみに、いつまでぐらいに、
0:22:46	あと、補正前にまず00-012の、こういう変更は提出されるんでしょう か。
0:22:56	はい、与儀西田でございます特に県ぶーとか本文2の記載に影響する部 分ってのがありましたのでこちらについては、
0:23:05	細かいスケジュールは後程出させていく、いただく一度30日ぐらいに お出しをする方向でちょっと社内整理をしたいと思えます以上です。は い。それでは、私はしました。
0:23:17	では次の議題、お願いします。
0:23:21	はい。日本原燃イワダテでございます。そうしましたら火災内部火災に ついてご説明したいと思えます。資料としてはアボ00-02で、
0:23:31	令和4年の8月23日に提出したR16になります。
0:23:37	ご説明内容といたしましては、前回、葛西のヒアリングの中で一応あっ た通しページでいうと49ページ。
0:23:46	日数。

0:23:47	なりますが、安全確保に係る記載ですね。こちらにつきまして、確保の対策の部分を一部
0:23:57	分離を行うことで事象を収束させるというふうに基本施工者の今映してるページの下の方になりますけれどもを記載させていただいてました。
0:24:07	その時のやりとりの中で、
0:24:11	MOXの中で想定する事項に対しての対策との関連を踏まえてその記載だけでいいのかそれとも、
0:24:21	対策としても今後ですね展開していくときに
0:24:26	下手に、本文の中で追加とかそういったことがないっていう観点でちょっと発電炉の考えも踏まえて整理してございます。
0:24:33	整理としましては発電の方をちょっと次、整理上、整理の考え方というのを確認してるんですけども、
0:24:41	こちらについては野瀬ここで想定するものが、その盤の機能喪失した時に設計基準事故の発生の要因になるものと、設計事項に対処するもの、これが同質の中にあっただけの場合とかですね、そういったときに、
0:24:55	同時に機能喪失して対処ができないよっていうそういったことを防ぐという観点で発電の方は対策を記載しているというところで確認をいたしました。MOXについてはそういう観点でいきますと、設計基準事故の想定がグローブボックスの中の火災の発生と、
0:25:10	いう縦になるので、少なくとも同じようなその同質に対処とよい発生要因になるものと、そういったものが同率、同質にあるものは何なのかなというところで、
0:25:21	整理としては対処すると設計基準事故に対処する者の伴そういった意味で対処系の盤ですね。
0:25:27	そういったものに対して、対策を十分に講じることで安全確保につなげるというふうに考えてございます。結果といたしましては、ここで
0:25:37	5.4. 1、影響軽減対策というところでこれまで前段で記載させていただいてますけれども、それをきちんと対策をやるということで昨日事象収束させられるようにするという考えのもと、そこに5.4. 1からヒブ当てるといって表現を整理、
0:25:54	してございます。こちらが1点目です。続いて
0:25:59	通しページの207ページでございます。
0:26:05	こちらについては先週ですかね、共通関係のヒアリングの中で、火災防護設備としての耐震計算をどう整理する全体としてどう整理するんだというところで、

0:26:16	ちょっとすいませんこの資料前回前々回のヒアリングで足したり抜いたりして、大変恐縮だったんですけれども、もともとですね、この資料の中で感知と消火に関しては、耐震計算いわゆる防護対象Sクラスを設置する区域に大和、
0:26:32	例えば、オオオカという観点での耐震計算書、耐震検査の考え方と、あと耐震設計ですね、というところでまとめさせていただいたものに対して、先週の議論の中であった。
0:26:42	火災区域構造の耐火液位のCクラスの話ですね。この内容を踏まえて記載資料として再掲させていただきました。中身につきましては、
0:26:53	当然ヒアリングの中で考え方医者の方からのご説明を差し上げたところから変わってございませんのでちょっと中身については割愛をさせていただきます。
0:27:01	すいません最後に1点お詫びがございまして、戸沢さん戻ってしまって恐縮なんですけれども通しページの9ページでございます。
0:27:11	ここの基本設計方針の下部の、下の方なんですけれども、火災防護審査基準、ガイドを参考としてというところがあるんですけれども、
0:27:21	ここで火災の発生防止感知し、火災の感知及び消火並びによってあったんですけれどもすいません、発生防止を高齢者の火災だけじゃなくて爆発も含むので、火災及び爆発の発生防止が正しかったんですけれどもすいません抜けておりましたのでここは適正化したいと考えてございます。説明としては以上になります。
0:27:43	はい規制庁タジリですと幾つかだけ、ちょっと認識の確認も込みでなんですけどまず右下49ページのところなんですけど、
0:27:52	今日MOXにおいてなんですけど、多重化ってどこまで使ってましてちょっと今さっき申し訳ないんですけどあの多重化自立してるのは認識していて、許可の時って多重化って言葉使ってっていうか、使ってたらよかったですたっけ、ちょっと今更気になって恐縮なんですけど。
0:28:08	日本原燃イワダテでございます。明確に単純化っていう表現を、全部安全、安重の経路を確保するっていう説明をしてなかった確か信頼性の確保みたいな表現だったかな。だと思っんですけれども。はい。
0:28:23	規制庁田井です実質と言っているというのは認識していて単一故障を想定して実際多重化なんだろうなっていうところは率なんですけど、言うところの資料のところ、基準要求がないことから多重化の話、言葉として言わないように原燃がしてたような気がしたんでそのあたり大丈夫かなというところを気にしてなんですけど。

0:28:42	今日は、はい。二本木西田でございますはいおっしゃる通りだと思ってましてそこも含めた上でちょっと記載は、確認をさせていただきますおっしゃっていただいている通り、
0:28:53	基礎教育の関係で多重化というのは基本的に使わないということで展開をしてましたので、それも含めて、整理をさせていただきますここがなくても日本を通じるかなという気もしますので、はい。以上です。
0:29:06	規制庁丹治です多分多重化とかの言葉を使わなければそのままいけるんじゃないかなという気もするので要は巨大個人を考慮した影響軽減対策をすることによって機能を損なわないにしますよってという話を多分してこれ事象収束という方がいいのかわかんないですけど。
0:29:23	そこを言えればいってことでしたよね確かここは、二本木西田でございます文章の趣旨としてはそうですのではない。そういう形にさせていただければと思います以上です。
0:29:32	はい。規制庁田尻ですよろしく申し上げますというのとあと、途中で説明があった207ページでしたっけちょっと待ってくださいね。仁木。
0:29:42	耐震の話なんですけど、
0:29:45	この考え方なんですけど、
0:29:47	これは火災区域構造物火災区画構造物是对地震、基準地震動S sが来た時ってというのは、どこまでを許容するっていう説明をしてんでしたっけ。
0:29:58	崩れてもいって言いたいんでしたっけ。
0:30:01	日本のイワダテでございます崩れというか私は日比とか入ってもそこは大丈夫っていう話をしてたかと思います。
0:30:12	規制庁田井です。それはあれ、葛西の方で重田医師の方で話をしたんですっけ。
0:30:21	はい。乳井西原でございます確かCEO表のやつですね。08だったかな共通のだったと思います。はい。
0:30:30	ただその時も結局は
0:30:34	重要度分類からすると、数にする必要はないというだけで基準地震動に対する考慮が不要とは私もしゃべっていないので、そこは基準地震度に対して構造健全性を維持するということで十分必要な、
0:30:49	影響は防止できるということかと、いうことで説明をさせていただいたと思ってました。以上です。
0:30:56	規制庁タジリです今おっしゃっていただいたようにS sに対する考慮が不要であるというふうなふうに書かれるのであればそれはS sの地震が来た時はその火災区域の境界を、

0:31:08	期待しないって言うふうには言ってるように見えていて、別にSクラスにするという話ではないんだと思ってるんですけど、ただ感知器とか消火器と理屈は一緒で、要は境界になるものになってるので、Sクラスの地震が来たとしてもその境界がその境界としての機能を期待できる状態になっていることは期待してんのかなと思ったんですけどそうじゃないですか。
0:31:30	はい、与儀西原でございますはい。おっしゃっていただいている通りなのでこの記載がちょっと書き過ぎてば方が、意図が伝わらないので修正をさせていただきます。はい。
0:31:41	規制庁田尻です耐震計算書で細かくどうこうっちゃうのは耐震のところの判断で、それでいいと思ってるんですけど
0:31:49	何か、
0:31:50	普通に言葉だけ聞くと、地震で火災は起こり得るけど、地震が起こった時に火災区域とかがどうなるか、壁はどうなるかわかりませんという説明だけをされると多分混乱するだけなような気がするので内容については、意図は伝わったんだと思うけど、実際問題、
0:32:07	火災区域とかの壁ってS sの地震が来たときどうなる想定してんでしたっけ。
0:32:16	イワダテ日本原燃イワダテでございます建物全体としてはS S数の地震が来たときにも
0:32:24	何だ、建物としての崩れるとかそういったものはないという想定です。
0:32:33	規制庁田尻です。いや火災の影響評価をしようとするときに、その壁っていうのはあること起き要は地震でも一応火災が起こる想定をしてると思うんですけど、
0:32:44	その地震が起こって火災区域の境界、要は、どこまでの状態かわかんないですけど一応火災区域の境界としてはそれぞれの区域ごと言えば延焼防止へ消火しないことが想定するんだったら当然区域の境界で生き残って欲しい想定をしているのかなと思うんですけど。
0:32:59	そういうところは大丈夫なんですよね多分。
0:33:03	はい日本原燃イワダテでございますそういう意味でいうと、田尻さんおっしゃっていただいた通りで地震を想定しても区域としての当協会というんですかそういう意味では、確かに機能ははい、期待するっていう、
0:33:17	形になります。
0:33:19	規制庁田井です。多分その説明をすればいいところだったような気がしていで、それを言う上で、それがS s機能維持なのかS sが来た時

	でもこの構造体としての機能、崩壊しないようなレベルの話を書けばいいのかっていうのは考え方があるんだと思うんですけど。
0:33:36	何か若干極端に書き過ぎな気がするので、その点をご検討いただければと思います。
0:33:42	はい。日本原燃イワダテでございますちょっと建物の話、全体のは、家耐震の話とかも絡めてってところで説明させていただいた図だったのでちょっとすいません変に書き過ぎましたのでそこは改めたいと思います。
0:33:55	はい、規制庁田井ですよろしくお願ひいたします。
0:34:00	はい。
0:34:01	どなたか何か話されましたか。すいません日本石田でございます。ちょっと資料間で整合とれてなくて恐縮でございます。
0:34:08	明日のヒアリングアイテムで共通 8 の 165 ページに火災区域構造物の位置を表のものをつけてましてそこにはですね、
0:34:19	C のところにアスタリスクつけて燃料加工建屋の耐震設計においては基準地震動 S_s による地震力に対して、構造物全体として変形能力について十分な余裕水を設計するということを記載をさせていただいています。
0:34:32	はい。言いたいことはそういうことでした。以上です。
0:34:35	規制庁吉井です今の話だったらわかるんですけど、ちょっとそれが考慮不要であるには何か繋がらなかったんでよろしくお願ひします。
0:34:49	二本木イワダテでございます承知いたしました。
0:34:52	規制庁館です。株を 0 に関して自分からは以上ですが、規制庁側から他に何かありますでしょうか。
0:35:04	社長と会ってなさそうだったら次の項目言ってください。
0:35:08	はい、乳井西浦でございます。続きまして概竜巻 00-02 レビジョン 16 ということで 8 月 23 日に提出をさせていただいたものになります。
0:35:18	はい。竜巻に関しましては、本文上はですね、実衛藤のところでも右下 17 ページこれ本文の内容というより吹き出しの内容になりますけども、
0:35:29	建屋に収納され要望が期待でき、設備に対する設計のところ等の解説で、吸気系のところは閉塞しないことにより機能維持するということで、等の解説を書くの記載を修正させていただいてございます。
0:35:44	はい。あとは、別紙、イオン側でございますが、
0:35:49	大きなポイントとしては右下 56 ページから 57 ページにかけてでございますが前回ですかねヒアリングやりとりさせていただきました

0:35:58	まず向きに対する車両の退避の関係の話を、もともと別紙1では、保安規定マターだということを書いてましたが、添付でも、設計方針の前提としての記載ということを拡充をさせていただきました。
0:36:14	はい。続きまして先ほどの本文の閉塞に関することと同じで右下79ページ、これも閉塞しないという備考のところ拡充とあとは、
0:36:25	入れ替えたはずの文言が古いのが残っていたところもあったんで、添付の記載を維持、修正をさせていただきました。
0:36:33	ということでございます。あとは同じような展開ですね右下107ページのところも、まず閉塞の話の記載の整理と、
0:36:43	ということ。
0:36:45	あとは右下116ページ、これ頭の方のはい、(3)番のところでは115ページから始まってますけども、配置上の考慮に関することしか書いてなかったんでA Bに繋がらないと。
0:36:59	ということもあったのでまた書きで、その設計飛来物の衝突に対する強度加工等に係る設計方針のことを、Bのところには繋がるように文章を拡充したのとあとは、
0:37:10	これがこの中に4.1の燃料加工建屋云々って書いてあったんですけど、すいません古い記載がそのまま残っててリンクを飛ばしても全く関係ない記載だったので記載を、
0:37:22	一部削除してかつ青字の部分で具体のところはどうしたいのかということを展開をさせていただきましたということでございます。
0:37:31	はい002のところの主な修正点は以上でございます。
0:37:37	はい。規制庁田尻です。では幾つか確認なんですけど、まず最初が、
0:37:44	衛藤すいません最初は添付の話で申し訳ないですけど、
0:37:48	添付の話で一応確認ですけど、右下57ページ、200メートルの話とか、この添付に書いてあったやつをここに書きましたっっちゃう話になっていて、
0:37:58	今日許可の添付で書いていたここに貼られていてで、ここに添付に各課かないよりも以前からも補足資料としては飛来物としての選定の話が書いてあって固まり物に関して170メートルの評価結果になりましたよとかそういうところが書かれていたのでそこに繋がると思っければいいですかね。
0:38:15	はい、弓削西原でございますはいおっしゃっていただける通りでございます。
0:38:19	はい規制庁タジリ切開しました。で、その上で次がですね

0:38:26	もう表現のかわいい。はい。表現の確認ですけど右下 63 ページのところで、
0:38:31	今回多分追記いただいたところで吸気ダクトとかの話で閉塞しないことによりってというのは、これは、
0:38:38	開口がでかいとか核っていうか、広いとかそういう話なんでしたっけ、アクション範囲が広いからって話でしたっけ。何となくイメージが湧くんですけど。
0:38:47	はい。
0:38:48	八木沢でございます。開口がでかいというもともとこれ確かあれですね、壁に当たって物がはね返ってきた時のことも想定していたので、もともと
0:39:01	開口がでかい上にそこに直撃をもともと外側からするというものもないので、そういう意味で閉塞しないということで整理をさせていただいたところでした。以上です。
0:39:11	規制庁谷です。
0:39:14	設計とすることからつながりからこの極限ってことですかんや、言われてる理由を言われた内容はだから、ダクトの形状等を考えると、飛来物の衝突返送することは考えられないってことを言いたってことですよね多分。はい、上西でございます。はい。そういうことでございます。
0:39:31	成長と自立ここって、もうちょっと何か書き下した場所ってどっかにありましたっけ。
0:39:36	日本エリアでございます。ですね。
0:39:48	116 ページを読んでいただいても同じことなんですなあまり変わらないので、はい。
0:39:57	何を直撃しないよという話がまずあるのと、あとは飛来物侵入者としても物理的に閉塞しないということが、
0:40:08	言いたいことではあるのそういうことがわかるように来ん。物理的に閉塞する、しがたい構造なので、機能を喪失しない設計だということを裏返しで言うかなというところぐらいですかね。はい。
0:40:24	規制庁鍛冶です 116 のところでもいいのでそういった内容を少し出していただければいいんじゃないかなと形状なのかどうなのかわかんないですけど形状とか構造って言葉入れていただければ加算の話だろうとか平凡普通であれば、
0:40:36	そちらの炉の配布等とかも含めてそういう形の話だと思っているので、単に閉塞しないだけだと、どのようになってしまうところに繋がらないかな

	というところにしてるだけなので、そういった要素の言葉を一つ入れていただければいいかなと思うんでよろしく願いいたします。
0:40:50	はい、二本木西田でございましょうか。いたしました。
0:40:53	はい。規制庁鳥井です。次、77 ページなんですけど、
0:40:57	何か直ったのか直ってないのかわからないんで確認なんすけど最後のなお書きで、なお田崎随件事象として想定される火災及び溢水については、
0:41:05	設計に基づくこととして竜巻の影響を考慮する施設の対象としないっていう形なんすけどまた施設の対象としないに最後つないでいるんですけど結局施設の話をしたっけ。
0:41:17	はい、新居上西でございます。はい。ちょっとすいません悩みに悩んで結局よくわかんなくなっちゃったんですけど77 ページで言いたいのは対象が火災及び水です。その前は事象によりて想定される火災溢水に対しては、
0:41:32	この他の条文での設計に基づいてやるのでこの施設の影響を考慮する施設の選定のそもそも対象にしませんよということが言いたかったことでした。以上です。
0:41:45	考慮する施設。
0:41:50	なので線形対象にもしないということ、単純に最後に言えばよかったのかもしれない。以上です。
0:41:57	清町あたりです。谷中。
0:42:00	谷ほかで説明してるって話は基づく今年、ここで説明しなかったらそれはそれでわかるんですけど何かこの竜巻の影響を考慮する施設の対象としないっていうところに文章が繋がってないなというだけではあるんですけど。
0:42:11	単にここじゃなくて他のところで説明しますよと言ってるだけではないでしたっけ。はい。そういうことですちょっとこの2.1の書きたい事にちょっとこだわり過ぎて書いてしまってるのでここでの、
0:42:22	ソドムそこに基づく耐震設計とするので、この竜巻のところで説明に湯の対象にはしませんよここでは説明しませんよと、ということが2たいことではい。以上です。はい。室長鳥巣ストレートに書いていただいた方がわかりかなという気がします要は他のところで具体的に説明することになっていてその前段部分、
0:42:42	もう一步前の章のところでそっちに飛ばすような記載を書いているんで、この選定のところで改めてここでは言いませんよって言うだけだと思うんで、そういったことがわかるように

0:42:51	五味にこだわってなのか、鍵括弧にこだわってないのかわからないんですけどちょっと日本語としてわかりづらいなという気がするんでよろしく願いいたします。
0:42:59	はい。日本原燃志田でございます承知いたしました。
0:43:05	はい。規制庁館です。厚真キーに関しては一応 009 は自分から以上で、今日他に仕上がってる 02 に関しては、基本的にこの挙績方針に合わせてとか添付に合わせても適当に進めてくださいねっていう話なんで個別にやるつもりはなく、
0:43:23	あと 32 の方で 1 点確認なんですけど、
0:43:28	32 のところで今まで本文とか添付説明受けたやつに合わせてずー書き換えたり、文言立て替えたりっていうのをされてるんだと思うんですけど。
0:43:38	ちょっと自分の教科定かでないところがあるのかもしれないんですけど
0:43:41	貫通はしないけど裏面剥離する壁っちゅうのが一応いたと思ってんですけどそれって結局補足じゃ言及しないんですけど。
0:44:00	はい。与儀西田でございます。
0:44:02	ちょっと私もそ、確かにこれ何回もやってて、グルグル回って恐縮ですが結論的には確かどちらか、どちらかというか利便剥離が期待できないところの防止が理解できないというもう、
0:44:16	劣化しても、物を置かないっていう結論で、
0:44:19	整理が最後なったような気がします一番す中でも問題になっていた右下 11 ページマスキングなんでね、あれですけど東側のところは、
0:44:30	壁になってそもそも大丈夫ですみたいな話になったので、そこで最終的な結論だった記憶はしています。以上です。
0:44:43	規制庁タジリです。この右下 21 ページこれマスキングなんで、細かくは言えないですけど 21 ページとかのやつもはなCって同じでしたっけ。実際最後のところになってくるのは左側の扉とかの話んところだっけと思うんですけどこれ右側のところの、
0:44:59	出っ張ってるところの話も裏面剥離の話とか出てませんでしたっけ昔あれ場所違うかな。
0:45:06	はい。もともとおっしゃってたようにマスキングなんであれですけど、
0:45:13	ここ、
0:45:15	はい。
0:45:16	R E L A P 人間者でございますここ、直接的に物がだったりこの空洞のところ上って、マスキングなんで詳しく言っちゃいけないんですけど、

0:45:28	ところも含めてものがないので、そもそもこいつに何も期待していないということで、右から来るやつはそういう話を決着させてあとは左からくる扉のところについては、
0:45:40	そのままストレートに当たるわけじゃなくてクッションも含めて※書いてる吸気ダクトが閉塞しないって、物理的に閉塞することがないんだという形状も含めてですねそういうことで設計上、
0:45:52	安全機能を損なうことがないということで整理ができたと思うんです。していたと思ってます。以上です。
0:45:57	規制庁土肥です最終的な整理の結果はそれで合ってると思ってんですけど、その内容が何か省かれてって最後資料を最後に見ただけの人だとわからないんじゃないかなと思っていて、
0:46:11	はい、二瓶志田でございますはい。承知いたしましたそのものも含めて全体、このどちらからくるパターンもいろいろ考えたAのオキサイドとしての、設計側とどういうことだったかがわかるように記載を拡充させていただきます。
0:46:26	規制庁館です結論自体はOKだと思っていてただ途中まで合った記載が徐々に省かれていってと、話聞いてきた人間としてはわかるんですけど、最後にこの資料だけを見た人は図見たときに、結局これ左の話してるだけ皆話してんだっけっていうのも多分所見だとわかりづらい確か内容になってて、
0:46:45	実は左だったのねってなりつつ、結局この右の部分って何だっけっていうのが多分今寸法すら書かない形になっていて、ただ話聞いてきた人間としては、結局添付のところとかで、発生防止って意味でいうと、
0:46:58	貫通しないけど裏面剥離するところに関しては物を置かないっていうふうに記載分で読めるようにしたんですけどあれ所見で読んでわかる人ってなかなか難しいと思ってるので、そこらが補足では最低限わかるようにして欲しいなというのが趣旨です。
0:47:11	はい、宮城西田でございます承知いたしました。
0:47:15	て状態です。自分竜巻に関しては自分から以上ですが、規制庁側から他に何かありますでしょうか。
0:47:30	規制庁館ですなさそうであれば次の項目お願いします。
0:47:34	はい、与儀西原でございます続きまして外火山 0002 レビジョン 12 ということで 8 月 23 日提出したものになります。
0:47:44	本文所別紙 1 につきましては 14 ページの吹き出しの中ですね等の解説、の修正ですとかあとは、

0:47:56	右下 17 ページのところの記載の修正といったようなことをさせていただいてます。
0:48:04	これもすいませんヒアリングが大分跨っていて、間で何回も修正をしますので、青字が、最終修正以外のところもいくつか直ってますが、なってますけども、
0:48:17	そういった修正をしていますということと別紙 4 については右下 62 ページのところの許容限界の記載ということで、
0:48:25	構成ん
0:48:28	頭の方、タイトルに合わせて順番にしたのとあとは終局耐力との関係を記載をしたということでございます。
0:48:38	はい。あとは直した結果おかしくなってるところがいくつかありまして、えっとですね。
0:48:53	先に 4-2 の方で話をした方がいいかもしれません右下 83 ページのところの (2) 番、これもともと、
0:49:03	(2) で空気の流路となる降下火砕物対象施設、(3) 番で外気いいのを取り入れる節括弧、今で言う (3) 番との形関係で、
0:49:16	空調系の話を入れました。それを、流路となる国家火砕物対象施設ということで合体させて書いたにもかかわらずこの 83 ページのところは、
0:49:27	間まで繋いで書いてしまってるんでこれ話がややこしくなってますと、ということでちょっと文章としては 83 ページの発電炉の方、発電炉も同じでして、防護対象施設というタイトルにしながらもおそらく防護対象施設以外の避難所の施設が中に入っていたりして、
0:49:45	文章を多分工夫されていて、この文章では降下火砕物を含む空気の流量となる施設についてはみたいな書き方をされてますこれと合わせた形で文章を、
0:49:57	整理をさせていただこうかなと思ってました。
0:50:00	はいというのが 1 点でそれを考えたときに、今更ですけど、本山右下 71 ページも、空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である後に、吸気設備等々入っているのがこれ
0:50:16	直接的な防護対象施設は多分ないので、この文章だとちょっとおかしな記載になりますので、空気の流量となる気体廃棄物の廃棄施設の排気設備の吸気設備等といったような記載の展開にさせていただこうと思ってました。

0:50:32	はい。あと記載の修正につきましては、右下 107 ページのところ、フードの構造として、外気を舌打ち下方向から積み込む構造のということで防雪フードの解説の枕言葉を入れてます。
0:50:50	いうのと、閉塞しない 1、2 というのの説明としてはフードの方んだということで記載を整理をさせていただいてます。
0:51:00	はい。同じような空気の下端というのが、220 ページですね右下 120 ページにも同じように展開をさせていただいてますということでございます。説明は以上です。
0:51:15	長タジリです火山に関してはもう 83 ページのところをそろそろ勘弁いただきたいところがあるので、もともとグチャついていたやつを整えに行き、この空気の流路の中で整理しようとしたところでまた戻される等整理が 1 からぐちゃぐちゃになってしまうので、
0:51:32	並列で書くっていうところろうだけではあるんですけど今回やられたのはただそれでも意味が変わってしまうので気をつけていただければということで、適切に修正をお願いいたします。
0:51:42	はい、日本エリアでございましょうかいたしました。
0:51:48	規制庁帯磁率火山は、他のところは大体言っていたんで最後の否定してきましたけどその点だけは間違えないように修正をお願いいたします。
0:52:03	規制庁谷ですけど火山関係で規制庁が他に何かありますでしょうか。
0:52:09	なさそうであれば次お願いします。
0:52:15	はい、弓削西原でございます。次外部。
0:52:19	衝撃の航空機の方に移っていいですかね。
0:52:23	外航 0-02 ディビジョン 11 ということで 8 月 23 日に提出をさせていただきました。
0:52:31	本件につきましては別紙のところ、右下 45 ページに既認可で入れていた 3 番目の
0:52:39	町の評価結果を参考という形でつけさせていただいたところの修正でございます。説明は以上になります。
0:52:52	はい規制庁帯磁率一応ちょっと確認だけしておきたいんですけど、記念館のタイミングで柱指示のところと二瓶知事のところがあって柱指示は黒丸 1 のところだけだったんでよかったですかね。
0:53:04	はい、二本木西原でございます。おっしゃっていただいている通りでございます。
0:53:09	支店長達でそんなにこの車田さんのところなんですけど以前は下米のちょっとだけ段差があったようなところで二瓶知事だったと思うんですけど

	これ上に上がったタイミングでは二瓶知事になったままと考えていいんですかね。
0:53:22	はい、日本ネシアでございます日本支持ということに変わります。ありません。構造的ですね確かに現指示の形が若干変わってまして以前は壁が立ってて水平になって、一緒に壁が下りると、
0:53:37	いうところで垂直になっている課税と、必要になってるところの境界、あとその水平になった壁と従っていくところの境界で二元支持だという説明をしてました。
0:53:48	今回そこが丸々上に屋根がつきますので、山から見たときには、外側の壁と内側の壁の二瓶知事ということで二瓶知事の形が、
0:54:00	S G S Gみたいな形から工事みたいな形になりますけど二瓶知事であることに変わりはありません。以上です。
0:54:07	規制庁の館です一応文面から二瓶知事とは読み取れたんですけど、若干上に上がった時に柱の1どこなのかなと思ったんですけど返信し変わらないということで書かれてる通り、誤認はないということで一応認識しますので、航空機落下については自分からは以上です。衛藤。
0:54:22	岡岸市場から航空機落下関連何かありますでしょうか。
0:54:32	一応タジリスなければ次お願いします。
0:54:35	はい、泉西原でございます外部処理その他でございますが言った00020ビジョン15ということで、8月23日に提出をさせていただきました。
0:54:45	外貨につきましては一つは右下9ページに言葉遣いですけど最新積雪深というのと、最新積雪ということがまじってましたので、すべて最新積雪に合わせさせていただいたということと、
0:55:00	もう一つすみません右下8ページ、戻って恐縮でございます。また書きのところですねこれあの人以上とし現状がちゃんとしてある文章を構築しましたということでございます。
0:55:12	あとは、右下13ページ、風力ポ台風のところは、防護対象施設そのものも機械的クール有数という設計であることも
0:55:24	許可添付からの展開で、必要な記載ですのでこれを記載を、a. の拡充させていただきましたということでございます本文は以上で、
0:55:35	添付の方については先ほどの話の展開で同じように修正をさせていただいたということでございます。外部衝撃その他説明以上でございます。
0:55:49	市長谷です。外部衝撃その他に関しては基本的にお伝えした通り直していただいたかなというふうに認識しているので、

0:55:57	基本的にだから番号に関して最初の時に火災のときに話ありましたけど3とか4のところだけしっかり整えましたよぐらいの修正と認識したんだけどそれで合ってますかね。はい。その通りでございます。
0:56:09	はい。規制庁田尻です。誘導加算ところとかに関しても今、変更許可でやってるようなところも私が読めるように運搬の話書かれてということで一応認識はしましたので一部その他に関しては自分から特に他ありません。
0:56:23	規制庁側から他に何かありますでしょうか。
0:56:30	規制庁田尻です。なければ最後案いうではあるんですけど、案いうが、今日どこまでやるかっていうところまず認識を合わせたいところではあるんですけど、設備区分という話はまじってると思うんですけどこれ、どうSIMMERすかね軽く話だっって言ってくれます。
0:56:48	はい。どう、どういう考えでこうなったかぐらいは話をさせて、具体は明日やらせていただこうかなと思ってました。以上です。
0:56:57	規制庁田尻です。では一応本番は明日と言いつつ、ああいうにも記載書かれちゃってるので、説明だけお願いしますちょっとこいつは話聞いてみないと何かこっちから言ったやつだけで直ってるよりは、言ったやつを踏まえて整理をしてきたということだと思うんでよろしくお願いします。
0:57:14	はい。二瓶志田でございます。ああいう0002レビジョン12ということで8月24日に提出をさせていただきました。単独の修正という意味でいきますと右下12ページのPPPSG設備関係の記載を、
0:57:30	見直しをさせていただいたということ。
0:57:33	です。はい。あとは、先ほどもありました、設備区分の関係ですけども、
0:57:44	あれどこ行った。
0:57:47	右下118ページから7.4.2ということで警報関連設備と、
0:57:53	これ前回、共通8だったですかね、の話の中で、特に右下119ページのグローブボックス負圧運動監視設備であったりその前にある。
0:58:06	118ページの臨界県庁が続いたこういったものの、設備区分をどう考えるかと、特に118ページにあります臨界検知用ガスモニタについては、
0:58:16	業務の時には放管設備としてエントリーをしてました。実際のもの位置付けであるとかどこからどこまでをこの設備区分の中で説明するのかということもあわせて、
0:58:29	適切な整理をとということだった鴛田家の記憶をしています。

0:58:33	そういう意味で、今回他でも修正してるところあるんですが、特にこの警報関連設備ということで
0:58:42	集合させた形にしています。一つは 118 ページにあります臨界県庁が過ぎた、これは技術的に臨界の発生が想定されないがと書いてありますこれを許可の時にも展開していたものなんですけど、
0:58:55	区分 1 委員会が発生したときの対象として、モニターをつけますということです。これ自体は、臨界の設備ということではあるんですけども、設備区分にそもそも臨界の設備というのがありませんで、
0:59:08	どういう形で展開しようかなということも考えた上で、右下 119 ページのグローブボックスは損どっかし設備ですとか、右下 120 ページの 2 以降にあります、いろんなお金坪内街道といったものをいわゆる
0:59:24	設備区分といえばそれぞれの施設にそもそも入り込んでいたようなものでも、やはりインターロックであるとか警報であるとか、そういった形のものはある程度この分類にまとめて整理をした方が、
0:59:39	設備の機能であったり目的もわかりやすいんじゃないかということで整理をさせていただきました。
0:59:45	ただこの警報関連設備に入っているものと比較をした時にじゃあ火災も、感知系なんかはどうなんだということになるんですがこれについては、もともと規則の適合という関係では、感知消火という
0:59:58	火災の方にもありましてそこの展開をしますので、そういった規則規則への適合性という意味でその施設の区分の中で説明した方が、目的が明確であるというものについてはそのまま現状の区分の中に入れて整理をしたと、いうことでございます。
1:00:14	全体の整理としてはまた審議会議でも説明をさせていただきました考え方としてはそういうことで整理をさせていただきましたと、いうことでございます。
1:00:24	あとは、すいません元のああいうそのものの記載の修正に戻らせていただきまして右下 207 ページ、長池小谷野先ほど本文の
1:00:34	P T S D 設備の話でああいう 0 の記載も踏まえながら、添付としての記載を展開をさせていただいたと、いうことでございます。
1:00:45	概要について説明以上でございます。
1:00:50	はい。規制庁田尻です。
1:00:53	本番はしたのだと思いつつ警報とかのところの制度明日説明する際に、そういったところで説明してくださいねという意味でなんですけど。
1:01:04	今おっしゃっていただいたように

1:01:07	警報性関連設備とは言いつつもう火災とかそれぞれに結びつき、しっかり結びついちゃってるやつはそっちで述べますよってということなんだと思うんですけど。
1:01:16	いや、例えばじゃ今後ガス水素濃度高っていうのも火災関連じゃ火災関連だったりをするような気もする。火災関連と言い切れないからっていうことなのかなとかも思いつつなんですけど。
1:01:27	これは火災といつもだから本当の感知評価部分だけは火災だけど、火災関連の警報がすべて火災に入ってるかっていうとそうではなくて、あくまで感知消火絡みのやつだけがそっちに入ってるとか、多分そういう整理があるんだと思っていて、で、
1:01:41	結局のところ、例外ってほかにいますかっていうところを最後押さえていかなきゃいけないと思っていて、この警報関連設備という名前がついたものとして、何か警報が、何となく全体的に入ってそうな感じには見えるんだけど、
1:01:55	入ってないものの1仕切って、
1:01:58	さっきの火災以外でも結構いるもんですか。
1:02:03	はい、評議員の石原でございます。もともとがですねすみませんこちらなんすけど、数が少なくてですね。
1:02:10	今言っていたいただいたようなものぐらいしかないと考えてます。もう一度明日まで調べて本当に置かないかっていうのは説明できるようにしていきますが基本的に今ここに集合させたものが、
1:02:22	大部分であると思ってました。おっしゃっていただいたように出しても、ちゃんと説明をしますが右田120ページの分類に入ってるのはどちらかというところですね葛西の適合性の説明というのは、いわゆる、
1:02:35	最初でもあります施設特有の火災に関するせ、設備の説明に入ってるようなインターロックとかの回路系の話になりますので、火災猪直属というか、火災の
1:02:49	ご説明の中で直結してるものでもないかなということで、こういう分類させていただいたということでした。以上です。
1:02:56	はい。規制庁田井です。何となくのイメージがついてる気はするんですけど、この警報関連設備がいて、放射線監視管理設備として線量管理系のモニタリングにリポ系のやつらが行ってエリアモニだけのやつがいてっていう、
1:03:12	ので、何か多分そこガーダーそれぞれいてちゃんとすみ分けできてるんですよっていう説明をしてもらって、この健康管理っていうそういった

	が入ってるねっていうところによってやっと最後落ち着くような気がするので、
1:03:24	おっしゃられたように目次としてそんな対応に、
1:03:28	継続系とか監視系とか家がいるわけではないとされていて基準要求自体が一つで項目立てないぐらいのレベルなんでいないとは思っているんですけど、何か中途半端に後で抜け漏れとか出てきたりあれ何でこっちなんだっけって話になると、08の方の議論になったときにもめるような気がするので、
1:03:44	まずしっかりこういうふうな考え方で基本関連整理しましたよっていうのを言っていたいてそのときには警報関連のこの小項目と、新しく建てたやつと、元から
1:03:55	何か振り分けられそうになっていた放射線管理の話であるとかあとは個別にさっきの葛西みたいに個別で申し上げるとかがいて、そのあたりの全体を整理したやつを頭に言ってもらって、
1:04:07	ちゃんと今回は整理できるんですよって話前まで項目立てないようにするためにそれぞれバラバラについてたけど、今回一つ項目を立ててそこで集約して読めるようになりましたと。
1:04:15	阿藤ほかのところでも議論したときにもあったようなケースですけど坂の話とかに関しては結局それぞれの設備にぶら下がるような形なんで坂という設備とするんじゃなくてそれぞれの傾向にぶら下がるような形同じものがぶら下がる場所が多いんだと思うんですけど。
1:04:28	そういった整理になってるとかっていう全体像を説明できるようにしていただければ話しやすいかなと思うんでよろしくお願いします。
1:04:35	はい、日本イシハラでございます。ありがとうございます承知いたしました。
1:04:40	規制庁タジリです。此花Cは多分今まで結論どうせでなくて結局設備のものをしながらやりましょうねって話にしかならない気がするのでちょっとコメント地区になってしまいましたけど、
1:04:51	上で、先ほどPとかの話に関してなんですけど、
1:04:56	本文添付としてはあくまで方針に近いことを述べていて、具体に関しては言う04とかの補足のところで落とし込まれていてあれを申請書に書くかっていうと、
1:05:06	実際に物が来たときにどういう点を考慮するかっていう話の視点をまとめたようなものになっていて、あくまで何を考慮してんのかって言ったら互いに総合営業課が考慮していてその時ってのは安全の面だけじゃな

	くて保守とかそういう面も考慮しながらやるんですよという方針が購買本部全部に書かれたので、
1:05:23	その分は、具体の支店を細かく書いたら万有 04 みたいなイメージで持っとけばいいですかね。はい。日本原燃志田でございます。おっしゃっていただけてる通りでございます。
1:05:34	はい規制庁土肥です。ちなみにああいう 04 なんですけど、
1:05:38	今、今のかな I U G R 基本設計方針をいろいろ抜粋してクルー抜粋してきたと思うんですけど、あれ当然他がリバイスされると古くなってしまうような気がするので、
1:05:50	どの視点っていうのが難しいんですけどそろそろ基本設計方針固まってきたような形かなと思っているので、
1:05:57	どっかでリバイスされると思ってんでしたっけ。はい、シニアマネージャーでございます。はい。リバイスするつもりでございました今回のやりとりをさせていただいたのも含めた修正で、
1:06:08	済んまほぼ最終だと思ってますのでそれを反映する形で、反映版を提出させていただきます。
1:06:16	ただご存知通りあの中に、最初のやつも入ってますので最初は最初でまた走りながらそれで最適化の最新化していくということになると思います。以上です。
1:06:28	はい、規制庁大事ですよろしくお願いします。あと案 1 関係もう 1 点だけなんですけど案いうの 03 なんですけど、
1:06:36	案いうの 03 のところで、今回温度の環境条件のところに追記をされてきたと思っていて M O X 建屋のところ、
1:06:45	地域じゃないのか、前から言った気はしてないんですけど例えばのページでいうと右下 24 ページ一番最後のページで、
1:06:55	I 03-2 P 24 の温度のところで※が来て事故時の建屋内のっていうので、ブロック火災が起こった時の温度がどうのこうのって話書かれてるんですけど、
1:07:06	これを追記した趣旨っていうのは何だったかっていうのを要は周辺機器とかの悪影響っていうのは別途火災の項目に飛ばすような記載がある中で、
1:07:15	ここに※書きを追記した意図っちゃうのを確認していいですかね。結果的に言われてるのはそういった事情を想定するけれど、別にあの通常条文にそれを反映するような形はしませんよというふうに言われてる気はするんですけど。

1:07:28	ちょっと確認だけであればと思うんですけど。はい。日本原燃社でございます。明日のヒアリング項目になってます十字等の関係で出ただけですけども、
1:07:38	ああいうは要らなかった気がします。設計基準事故でも火災の方は火災側で見てますしあまりここで特出してという、S A度は事故時の条件っていうのがまさしく環境条件の中で徳田してかなきゃいけなかったのもあってですね。
1:07:53	こういうのでたとえに対しても事故時の重大事故時の条件としては、工程室内 100 のただそれはグローブボックス近傍であるというようなことで、許可の時も書いてましたのでその展開で、※書きをしてました。
1:08:07	それと、すいません横並びということです。そのまま書いてしまったところがあります以上です。
1:08:13	はい。規制庁谷です。何かそちらはありかなと思いつつなんですけど。はい。芦田 S E の方の議論をされると思うんでそっちでも多分似たような話が出てくるんじゃないかなと思つたんですけど。
1:08:25	結局環境条件として環境条件における健全性という形で書いてますけど、要は工程室 2、その一定の安全機能が求められるときの条件というのは、想定される限りだとこの条件になるので、
1:08:37	その条件に対してこう耐えられるようにしますよっちゅう話を説明するんだと思っていて、
1:08:42	いや極端な話、グローブボックス火災が起こって、グローブボックスは生きてる間ベツツですけど工程室、
1:08:49	2 どの状態まで機能求めてますかっていう話との絡みで、想定温度はこうですよという説明をしてもらうことになる気がするんで、S A の方の整理した上で D P の方いらなければシナリオできるかなと思ってるんで
1:09:03	正直温度条件としては結果 65 動が設計値で結局予想される 40 度までですよって話と、火災時の受け想定に関しては影響という観点でいうとそこは下の方の悪影響の項目でも読めるような気はしているので、
1:09:17	生徒のラビング考慮しながら必要に応じて記載の注射に関してはご検討いただければと思います。
1:09:23	一応案に関しては自分からは以上ですが規制庁は他に何かありますでしょうか。
1:09:29	規制庁、保坂です。今の点、鉄製の方もですね、
1:09:35	含めてなんですけど、
1:09:38	あとはその最初の方にあったかさ棒の区画構造物とかのことも、

1:09:45	の話題のときにも少しあったように、それぞれ何に期待してるのと、どんな状況ノードンのときにどういう機能を期待するのかっていうのを明確にしてください、
1:09:58	それに対応した構造強度の持たせ方と、
1:10:03	いうことの、
1:10:05	ためにどうするかっていうことのはずで、
1:10:08	それがちょっと見えなくなってきちゃってるなっていう気がするんです。
1:10:16	等、
1:10:17	今のところ、
1:10:19	ファッション
1:10:20	工程室とかの関係では耐震の方でも大分議論をされてたはずなので、
1:10:27	そういうところを全体共通してまとめて、共通してまとめてっていうか、同じ考えのもとに、記載ぶりをそれぞれ整理する必要があるって、今だとそこが出てきてるなって気がするんですけど、いかがですか。
1:10:42	はい、日本エリアでございますはいちょっとんなってるんですよ。なんていう言い訳にもならないですけど、中学的になってしまってそれぞれで
1:10:52	今現状好き勝手書いてるような状態になってますとここは私もちゃんと食べなきゃいけないんですけどおっしゃっていただいたようにそれぞれ、ちゃんと建物として、やっぱり区域として、どういうことを想定するんですかっていうところでいくと、
1:11:05	いうなんかは、環境条件を決めた上でその環境条件で、区域区画がちゃんと成立してること、例えば建物として構造が維持できることってあたりは、
1:11:16	条件だと思いますし、建物の耐震化も同じようなことだと思いますそういった状況、何を守らなきゃいけないのかという状態を期待するのかって言った上で、それに対してどういう条件を当てはめて、そうなることを確認するんですかっていうところが、
1:11:30	ちゃんと整理をされて書かないといけないと思います。
1:11:33	とか久田が明らかにこんなのあるけど、関係ないもんねみたいな書き方をしてて本当かよってところもあるので、こういう条件の中でも、いう状態を維持しないとイケないんだよっていうことがちゃんとわかるような、整理をさせていただければと思います。以上です。

1:11:51	はい。補足ですよろしくお願いします。ちょっとうろ覚えになってしまったので、
1:11:57	難しいで確認なっちゃって申し訳ないんですけど、葛西。
1:12:01	向後の区画構造物の方で言うと、
1:12:06	耐震の区分を結局この機能についてはこうだけこの機能についてはこうでというようなことがあって、基本まず支持構造物という関係から耐震区分が決められて、
1:12:20	B S Cですみたいな話がありつつ、
1:12:23	波及影響だったり他の機能影響だったりということからS s 機能維持みたいなものが入ってきたりと。
1:12:30	ということだと思うんですけど。
1:12:33	火災の区画構造物はどういう扱いなんでしょう。
1:12:38	はい。二本木石田でございますおっしゃっていただいたことからしますと、区域構造物としては、粒度分類から照らすと、Cだということで整理をしています。これは
1:12:49	S B Cの区分のそれぞれの須田Bだということに対して当てはまらないということで信用してくると、そこに入っている区画構造物として、
1:13:00	どういう状態を維持しなきゃいけないんだということからすると、S Sの状態地震で火災が起こるということを考えると、火災が起こった時に区域の構造物はちゃんと立ってくれなきゃいけないと。
1:13:11	いうところで、その状態においても、境界の区画は維持されている、流下壁天井がちゃんと維持されていることが条件ですということになると思ってます。
1:13:23	はい。補足です。いわゆるS s 機能維持
1:13:27	はい日本イシハラでございますこの言い方がすいません私も素人じみて恐縮でございますS s 機能維持だと思ってます。ただこれがいわゆるS s 機能維持っていう時に機能維持加速度みたいのを設けますっていうことはまた若干意味合いが違うので、
1:13:42	それをS s 機能維持ということだけを単に私の思いで言ってしまうといいのかどうかちょっとかなり社内で確認をしてから、整理をしたいと思えます。以上です。はい。補足です。それもですね、耐震の方で大分議論していて、
1:13:56	気分1 加速度みたいなところは、動的機能の機能維持についての考え方として整理をされてるだけで、
1:14:05	他の遮へい機能とか、とじ込み機能とかっていうそれぞれの機能毎には違う。

1:14:12	クライテリアがあるわけで、中2どっかに入るといいですし入ってないなら、火災防護機能みたいなものをつけて書くということもあり得るかなあとあって、
1:14:25	その点も含めて耐震側と整理をしてください。
1:14:31	はい、与儀西田でございます。ありがとうございます。はい。今、いわゆる、そうですね。機能維持のところを書いてある展開のところ、機能を洗い出した上で、
1:14:41	構造強度で確保するものと、個別に何らかの教育委員会を設定するものという整理をさせていただいてると思っておりますので、その中での整理の仕方というとの整合がとれるように、
1:14:55	考え方をまとめて記載を展開させていただきたいと思います。以上です。
1:15:00	はい、古作です。ありがとうございます。で、話を戻す等、工程室のところについては、もう5なんですけど、けっきょく。
1:15:10	B野瀬かいいもD S Aの世界も、ほぼ閉じ込めとしての要求事項ってそんなに強くなって、区画としてあればいいというようなことだったりもするので、
1:15:23	その要求事項がどこのタイミングでどういうものなのかということ踏まえて、
1:15:31	どういう評価をするのかっていうことがあっても、
1:15:35	初めてそのときの条件と、
1:15:37	ということになるので、そういったところから、こういう条件、こういう、
1:15:44	状態でのこういう機能の要求なのでこういう評価をします。だから、条件としてはこういうふうに入れます。
1:15:51	いうふうになるように整理をお願いします。
1:15:55	はい、与儀西浦でございますはい。承知いたしました。要求事項との関係の整理等の機能を持たなきゃいけないのかということの展開を含めて、どういう条件設定が必要なのか。
1:16:06	ということで記載を、展開をしたいと思います。以上です。
1:16:22	立石さん、終わってるらしいです。真下さん。
1:16:28	うん。
1:16:30	傾聴シミズ数等他等、規制庁側から何かありますでしょうか。
1:16:42	もう1ヶ所だけ。
1:16:46	藤タジリさんの担当した資料について、
1:16:51	減免側から振り返りの方をお願いします。

1:16:56	規制庁と実ついでにスケジュールをお願いします。
1:17:07	はい。井上ネシアでございます。
1:17:11	田尻さんのやりとりをさしていただいたパートでございますが、
1:17:18	河西からいきますかね。はい。
1:17:21	日本原燃イワダテでございます内部火災については、別紙1ベースですけれども基本設計方針の安全確保対策の中の記載の中でボックスの中で多重カーが多重化を持たせたものがそれぞれ機能喪失しないようにと。
1:17:36	いうふうに記載をさして現状させていただいてるんですけども、許可の説明事項の兼ね合いも踏まえて多重化っていうのを
1:17:45	許可の中で実際はやってるところはあるんですけども記載としてそういったところをしないしないとかそういった説明の仕方ですね、ありましたので、ちょっと許可の、
1:17:57	で説明した内容を踏まえて多重化という表現自体はとる形で表現は整理したいというふうに考えているのが1点でございます。もう1点で耐震計算の考え方というところで最後、議論、最後議論がありましたけれども、
1:18:11	火災区域構造物と区画構造物のに対する耐震の考え方の記載のところで、ちょっとすいません現状単にS s機能維持不要とだけ書いてしまって
1:18:22	ちょっと趣旨がきちんと表現できてなかったというところで、まずその対価、火災区域構造物各構造物として、地震の時の火災を想定した時に
1:18:34	きちんともものとして建物を建てる必要があるというところをいわゆるS s機能維持って話があると思うんですけども、
1:18:42	それも踏まえた上で機能としてこういったことが必要ですというのも踏まえた上で今のS s機能維持、S sは不要ですという表現のところを改めたいと考えてございます。深さについては以上です。
1:18:55	はい、二本木西原でございます加賀、これ以後、順番にいきます。火山ですけども、火山については空気の流量となる降下火砕物防護対象施設ここの部分の記載ですね大分、
1:19:08	いただいただけがありますので適正化させていただくということが大きなところでございます。
1:19:15	竜巻につきましては
1:19:18	閉塞しないとしてるところの具体の設計の展開というのと拡充と、あとは竜巻随件事象の施設の選定のところともな文言がおかしなところありますので修正をさせていただくと。
1:19:31	いうこと、あと街竜巻32については

1:19:37	吸気系のところですねヒハツの休憩だったと思いますけどその記載、大分、土肥のやりとりを全部消してしまって、どういうことでそうなるかも含めて背景がわからないようになってますので記載を、
1:19:49	今までの考え方を含めて記載を拡充をさせていただくということ。
1:19:55	はい。あとIUにつきましては、
1:19:59	あれですね、IS本体といわゆる03の記載で環境条件のところについては、先ほどお話をさせていただきました何の機能がどういう状態に対して必要なのかということも含めて、それから考える機能維持機能との関係での、
1:20:17	必要な条件設定ということの展開をさせていただくということで、記載を整理させていただきます。
1:20:23	はい。浅野SEの方にも、展開が必要ですがもなるべく口頭でこういうふうに展開しますということがいえるようにさせていただきたいと思います。
1:20:32	あと資料につきましては、全般、先ほどあった、
1:20:37	外部火災とかも合わせて30日に提出をさせていただくことで、整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:20:50	規制庁田尻です。修正版で、さっきの外部火災とかと同じぐらいのスケジュール感ですかね。はい。30日で、はい。やらせていただきたいと思います。以上です。
1:21:01	はい。規制庁田尻です。ちょっと明日の地域踏まえてってどこのやつもいるかもしれないですけどそんなに時間かかるものではないと思うので、直したタイミングでまた見せていただければと思うんでよろしくお願ひします。自分からは以上です。
1:21:15	規制庁コサクです。ちょっと、
1:21:18	拙速かもしれませんが、30日に資料提示っていうところろ
1:21:24	D、そのあと我々確認させていただいてというところですけど、そうすると、
1:21:32	再々補正っていつぐらいのつもりです。の作業スケジュール。
1:21:38	はい。二本木西原でございます。もともと31日を考えてましたただ今日明日の事実確認をさせていただくということも踏まえて、かつ、当然ながら、何らかの修正が必要であるということも踏まえて、
1:21:52	今年度になります9月2日の金曜日を念頭にした上で、先ほど30日提出というのも発言をさせていただいたところでした。以上です。
1:22:02	はい、院長不足です。終わりました。
1:22:07	今日もう幾つか

1:22:10	修正イメージが共有できていない部分っていうのもあるような気がする ので、その辺りが、30日版で、
1:22:20	共有できていればいいんですけど、
1:22:23	ちょっとそこら辺の
1:22:26	イメージなんですかね、安心感がないという状況があるので、しっかりと 検討して提示をお願いします。で、おそらく明日側の件もですね、そ ういう点では、
1:22:38	より悩ましいところが出てくるような気はするんですけど、なるべくヒ アリングの場でイメージができるように、
1:22:46	今日のことも踏まえたから明日対応いただければと思います。よろしく お願いします。
1:22:52	はい、宮城西田でございます予定いたしました。
1:23:01	規制庁岡です。他、規制庁が原燃側特にならないようでしたら、
1:23:06	ヒアリングを終了しますが、
1:23:08	いかがでしょうか。
1:23:12	現年か特にございません。はい。
1:23:15	規制庁課でそれではヒアリングを終了したいと思います。録音しま